

令和6年度 第2回まちづくり審議会 議事要旨

日時：令和7年1月22日(水)10:30～11:50
場所：神戸市教育会館 4階 404会議室

出席者（敬称略）

岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授
○柏木 登起	特定非営利活動法人シミンズシーズ代表理事
角野 幸博	関西学院大学名誉教授
亀田 孝子	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部消費生活相談員
○北川 博巳	近畿大学総合社会学部准教授
兒山 真也	兵庫県立大学国際商経学部教授
澤木 昌典	大阪大学名誉教授
○新保奈穂美	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授
龍見奈津子	一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ代表理事
長谷川香里	納屋工房主宰
○平栗 靖浩	近畿大学建築学部准教授
宮野 順子	武庫川女子大学建築学部准教授
山下 淳	元関西学院大学法学部教授
北浜 みどり	兵庫県議会議員
長崎 寛親	兵庫県議会議員
○中山 哲郎	稻美町長
※ ○印はオンライン出席	

事務局 近都	まちづくり部次長
松井	都市政策課長
小畠	同 副課長兼事務班長
石井	同 副課長
鈴木	同 都市政策班長
中尾	同 都市政策班主幹

1 議事の概要

(1) 会議の成立確認

過半数（17名中16名）の委員の出席により審議会成立。

(2) 審議事項

- ・岡委員（福祉のまちづくり検討小委員会委員長）及び事務局から福祉のまちづくり検討小委員会における検討結果について説明し、その後、意見交換を行った。本日の意見交換を踏まえた答申の修正については、会長に一任することとなった。
- ・山下副会長（大規模小売店舗等立地部会長）から、大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果について報告を行った。
- ・事務局から、第26回人間サイズのまちづくり賞の実施結果について報告を行った。

2 議事に対する主な意見交換

(1) 福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について（答申）

【委員】

改正後の基準が厳し過ぎないか、あるいは緩過ぎないかの検討として、資料2の2ページに示されたとおり、既存施設の60%程度が見直し後の基準に適合することを確認したことだった。既存施設には古い施設も含まれていると思われるが、ここ数年に建てられた施設に限定すると何%程度の適合率となるか、もし分かるのであれば、概ねの数値でも構わないので教えていただきたい。

今回見直された基準も含めて、福祉のまちづくり条例の基準は既存施設には効力が及ばないと理解しているが、既存施設も新しい基準に近づけていくことが望ましいと思う。そのための施策として補助金等はあるのか、あるいは今後検討されるのか教えていただきたい。

【事務局】

資料2の2ページに記載している調査は、福祉のまちづくり条例で定めるバリアフリー情報公表制度の対象施設に対して実施したものである。建築年を区別した集計をしていないため、直近数年に建てられた施設の適合率は分からない。

既存施設に対しては、現行の基準への適合を努力義務として規定しているが、それを促進するための補助制度については、現段階では検討しておらず、今後の検討課題とさせていただきたい。

なお、ホテル等の宿泊施設に限っては、ユニバーサルツーリズムの観点で、バリアフリー改修の補助制度がある。

【委員】

今回の見直しの内容は簡単に言うと、建物全体で満たせばよかつた基準がフロアごとに適用されるようになったということだと理解した。車椅子使用者利用便房の基準などがそうだと思う。

最近の建物は、複合的な用途の建物が多い。今まででは、建物に1以上設けるという基準であったため、分かりやすかったが、複合用途の建物の場合、どのように基準が適用されるのか教えていただきたい。

【事務局】

用途ごとに建物全体での面積が基準の適用規模以上かどうかで判断する。用途ごとの面積が基準の適用規模未満の用途しか存在しないのであれば、階の面積にかかわらず基準は適用されない。

【委員】

審査される方が迷うのではないかと思い質問させていただいた。指導をしっかりとしていただければと思う。

【委員】

バリアフリー法では、複合用途の建物の基準適用については、用途別ではなく、

建物全体の面積を基に判断するのではなかつたか。

もし、そうであれば先ほどの説明によると、条例では法と異なり、用途別の床面積を基に基準適用を判断することになる。そうすると、条例が国の基準を下回る可能性が出てくるのではないか。その認識で間違いないか。

委員の意見にあったとおり、昨今、用途が複合した施設が多い。福祉のまちづくり条例の、用途ごとに面積を縛るというやり方は少し難しくなっていくような気がする。今回の条例の見直し案が法の基準を下回るようになるのであれば、今後見直しを検討してもいいのではないか。

【事務局】

バリアフリー法における基準適用の考え方と条例による基準適用の考え方の整合について、別途、整理する。

【委員】

福祉のまちづくり検討小委員会の委員の方々には検討いただき、感謝申し上げる。

今回の条例改正はハード面がメインだが、小委員会での検討内容やパブリック・コメントの意見の中にもあったように、ソフト面の改良も必要ではないかと思う。ハード整備は時間がかかるが、ソフト対応であれば、すぐに取り組める場合もある。

答申の最後でもいいので、ソフト面についての一文を入れていただけるとありがたい。

【事務局】

福祉のまちづくり基本方針にもハード・ソフト両面でユニバーサル化を推進することを掲げている。来年度に予定している福祉のまちづくり基本方針の見直しの中でも、心のバリアフリーなどソフト面も含めて検討することを考えている。

ご指摘のとおり、答申にもソフト対応についての記載を検討したい。

【委員】

心のバリアフリーはハードルがとても高いが、例えば、資料2の7ページに記載のある聴覚障害者向けの字幕ガイドの貸出しのような、ソフト面の中でもハード寄りの対応であれば、取り組みやすいと思う。

私自身、聴覚障害の団体の方から、外国の映画だけでなく、日本語のドラマや映画にも字幕を付けてほしいという要望を聞く。字幕ガイドといった聴覚障害者向けの機器は、今後、全ての劇場に必要になってくるのではないだろうか。バリアフリーのための機器の貸出しといったソフト面も含めてまちづくりの一つだと思う。

答申に記載すべき内容の範ちゅうになるのか分からぬが、どこかで触れていただければと思う。

【事務局】

今回の条例の見直し案においても、難聴者向けの集団補聴設備の基準については、ICTを活用した機器の貸出し等の柔軟な対応が可能とする運用を盛り込んでいく。

よって、答申案でも、建物の規模に応じて複数のバリアフリー設備を設ける、と

いう見直しの基本的な内容だけでなく、ご指摘のとおり、ソフト面での柔軟な対応といった内容を記載したいと思う。

【委員】

福祉のまちづくり検討小委員会の委員の方々には熱心にご議論いただき、感謝申し上げる。

答申の内容からそれた話になるかもしれないが、今回の見直し後の基準は国の基準を上回る県独自の基準を設けるとのことだった。

先ほど委員からも既存施設に対する補助金について質問があったが、新基準への適合に対して、新築との間で優先順位を付けるとしても、既存施設も補助金の対象にするなど、県として支援していく取組も必要だと思う。

ここまで大きな予算をかけずにできることもあるかと思うので、必要に応じて、将来的に検討されてはどうかと思う。

【事務局】

既存の施設については見直し案の基準が適用されないため、現段階では既存施設に対する補助までは考えていない。

一方で、先ほど委員のご意見に対する回答の中でも説明させていただいたが、県のバリアフリー化推進の施策の中で、ユニバーサルツーリズムという視点から既存のホテルに対して改修費の補助制度がある。

他にも、ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業という事業があり、これは、地区指定された一定のエリアの中で、施設のバリアフリー改修を行う際に、県・市町が改修費の一部を補助する制度となっている。この事業については、今年度、事業改善レビューにおいて、制度運用上の課題等を専門家に議論いただき、もう少し使いやすいようにスキーム等を見直してはどうか、といったご意見をいただいていることから、来年度の制度見直しにおいて、本日いただいたご意見も踏まえながら、検討を進めていきたい。

あわせて、来年度に福祉のまちづくり基本方針の見直しを予定しているため、そちらの検討の中でも、議論をしていきたい。

【委員】

皆様からいただいたご意見については事務局で対応を検討いただくが、大きな話としては、3点あった。

1点目は、今回の条例改正の理念が、国の基準への上乗せであることから、法と条例における基準の適用を判断する際の面積の考え方について整理しておくということ。

2点目は、答申にソフト面での対応を追加してはどうかということ。

3点目は、既存施設に対する補助制度はないのかということ。これについては、他にいくつか制度があるので、それらとの兼ね合いも含めて、今後、検討していくことだったと思う。

事務局で対応を検討していただき、私の方でその内容を確認の上で、答申を確定したいと思うが、よろしいか。

【全委員】

異議なし。

(2) 大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果（報告）

【委員】

景観面との関連が気になった。壁面緑化の話も出てきたが、建物の色彩や屋外広告物等についてもセットで審査することで、より良い開発にできるのではないか。

部会に上げる前の段階で、市町と景観計画等について協議を行うことで、アクセスの問題や壁面緑化など、ある程度もまれたプランになると思う。

【委員】

県又は市町の景観部局がそれぞれ担当しているため、部会では、それら景観部局で問題がなければ構わないという対応をしている。それは一つの考え方だと思うが、縦割りではなく、互いに連携して良いものを作ろうという発想で、仕組みを検討できればよいと思う。